

愛媛県農業経営負担軽減支援資金融資要綱

最終改正日：令和7年4月21日
(令和7年4月1日適用)

第1 目的

この要綱は、意欲と能力を有しながらも経済環境の変化等によって、負債の償還が困難となっている農業者に対し、その償還負担の軽減を図るための農業経営負担軽減支援資金について、農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン(平成17年4月20日付け16経営第8953号農林水産省経営局長通知)及び愛媛県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要綱(平成13年5月31日付け団第1182号農林水産部長通知)に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

第2 農業経営負担軽減支援資金の内容等

1 貸付対象者

農業経営負担軽減支援資金(以下「本資金」という。)の貸付対象者は、負債の償還が困難となっている農業者であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 個人であって、次の全ての要件を満たす者。

ア 農業経営の改善に取り組む意欲と能力を有している者であって、農業負債整理関係資金基本要綱(平成13年5月1日付け13経営第356号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。)第3の1の経営改善計画書を作成し、その確実な実行と本資金の確実な償還が見込まれること。

イ 農業所得が総所得の過半を占めていること。

ウ 貸付けを受ける者(その者が60歳以上である場合は、その後継者)が現に主として農業に従事(農業大学校に就学している場合等を含む。)しており、かつ、将来においても主として農業に従事する見込みがあると認められること。

エ 現に約定償還金(元利)の一部が返済可能であること。

(2) 法人であって、次の全ての要件を満たす者。

ア (1)のア及びエの要件を満たすこと。

イ 当該法人の総売上高のうち農業に係る売上高が過半を占めること。

(3) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法第65号)第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図(同条第3項の地図をいう。)に位置付けられた者(認定農業者(同法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。)、認定新規就農者(同法第14条の5第1項に規定する認定新規就農者をいう。)、集落営農組織(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。)、市町基本構想(農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。)に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町が認める者をいう。)

2 資金使途

本資金の使途は、営農負債(次に掲げる資金を借り受けたため生じた負債である場合にあつては、その貸付利率が年5.0%以下のものを除く)の借換えとする。

(1) 日本政策金融公庫資金又は沖縄振興開発金融公庫が融通する資金

(2) 農業近代化資金(農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)第2条第3項の農業近代化資金であつて、農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン(平成17年4月1日付け17経営第8870号農林水産省経営局長通知)第2に規定する内容に合致する農業近代化資金及び農業近代化資金融通措置要綱(平成14年7月1日付け14経営第1747号農林水産事務次官依命通知)第2に規定する農業近代化資金並びに国の補助金等の整理及び合理化に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律(平成17年法律第16号)、第1条に規定による改正前の農業近代化資金助成法第2条第3項

に規定する農業近代化資金をいう。以下同じ。)

- (3) 経営資金(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法律第136号)第2条第4項の経営資金をいう。)
- (4) 農業改良資金(農業改良資金融通法(昭和31年法律第102号)第2条に規定する農業改良資金(同法の定めるところにより貸し付けられたものに限る。))
- (5) 青年等就農資金(農業経営基盤強化促進法第14条の6第1項第1号に規定する青年等就農資金(同法の定めるところにより貸し付けられたものに限る。))及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(平成25年法律第102号)附則第9条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する旧就農支援資金をいう。)
- (6) その他国若しくは独立行政法人農畜産業振興機構が利子補給補助若しくは利子助成補助を行う資金又は国の補助金の交付を受けた者がこれを財源として利子補給補助若しくは利子助成補助を行う資金又は国が融通する資金

3 融資機関

本資金の融資機関は、次に掲げる金融機関とする。

- (1) 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合
- (2) 農業協同組合法第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行う農業協同組合連合会
- (3) 農林中央金庫
- (4) 銀行
- (5) 信用金庫
- (6) 信用協同組合

4 貸付条件

本資金の貸付条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付限度額
貸付限度額は、2に規定する営農負債の残高とする。
- (2) 償還期限及び据置期間
 - ① 償還期限(据置期間を含む。以下同じ。)は10年以内とし、据置期間は3年以内とすることができるものとする。ただし、既往債務の年間償還額等からみて、特に必要があると認められる場合は、償還期限を15年以内とすることができる。
 - ② 次のいずれかに該当する者であって、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震(以下「東日本大震災」という。)に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者に対する貸付けについては、償還期限を18年以内、据置期間を6年以内とすることができる。ただし、令和8年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。
 - ア その主要な事業用資産について東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者
 - イ その生産物(その加工品を含む。)に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者
- (3) 償還方法
償還方法は、原則として元金均等とする。
- (4) 貸付利率
貸付利率は、農業近代化資金の貸付利率とする。

第3 利子補給承認手続

本資金の利子補給承認手続は次のとおりとする。

- 1 融資機関は内容を審査のうえ、農業経営負担軽減支援資金利子補給承認申請書(様式

- 第1号。以下「申請書」という。)及び経営改善計画に関する要件書(様式第2号)を作成し、これに借入申込書(写し)及び経営改善計画書を添付し、市町へ提出する。
- 2 市町は内容審査のうえ適当と認めるときは、申請書、経営改善計画に関する要件書、借入申込書(写し)及び経営改善計画書(以下「申請書等」という。)を地方局へ提出する。
 - 3 地方局は内容審査のうえ次のとおり処理するものとする。
 - (1) 原則として、毎月20日(当日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、当該日曜日、土曜日又は休日の直後の日曜日、土曜日又は休日以外の日とする。)に利子補給の承認又は不承認の決定を行う。
 - (2) (1)により承認したものは、申請書(写し)(承認しなかったものは抹消すること。)をその月の25日までに県(農業経済課)へ送付する。
 - (3) (1)により不承認の決定をしたものは、市町を經由して借入希望者及び融資機関に対して、その理由を付した文書により通知を行う。
 - 4 利子補給承認の通知は、次により行うものとする。
 - (1) 県(農業経済課)は、利子補給承認された申請書について農業経営負担軽減支援資金利子補給承認書(様式第3号。以下「利子補給承認書」という。)を作成し、地方局へ3部送付する。
 - (2) 県(農業経済課)は、基金協会の債務保証を必要とする借入申込みに係る利子補給承認書の写しを基金協会に送付する。
 - (3) 地方局は(1)により送付を受けた利子補給承認書の内容を点検のうえ、市町を經由して融資機関に交付する。

第4 市町及び融資機関の報告義務

- 1 融資機関は、借受者の延滞等により、繰上償還請求又は代位弁済請求を行った場合は、速やかに農業経営負担軽減支援資金繰上償還請求等報告書(様式第4号)に請求書の写しを添付のうえ、市町を經由して県に報告するものとする。
- 2 その他県は必要があると認められた場合は、市町及び融資機関から融資等についての報告を求めるものとする。

第5 その他

- 1 本資金については、畜産特別支援資金融通事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農畜機第4699号)別添1第2に規定する大家畜・養豚特別支援資金と併せて貸し付けないものとする。
- 2 第2の1に掲げる者が本資金を借り入れる場合の借入申込手続については、基本要綱の定めるところに従い、借入者にとって最も適切な資金が迅速かつ的確に融通されるよう行う。

附 則 (略)

附 則

- 1 この通知は、令和7年4月21日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 この通知の適用の日前に利子補給承認が行われた農業経営負担軽減支援資金については、なお従前の例による。